

# 器械・器具検定規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）が主催する競技に使用する器械・器具及びその競技のための練習用具の検定ならびに検定品登録会社の認定について定める。

第2条 本会の検定品は、下記の種類とする。

- (1) オフィシャル1 検定品（国際体操連盟（以下、「FIG」という）規格準拠・公式競技会用）
- (2) オフィシャル2 検定品（国内規格・トレーニング規格・ジュニア規格）

2 オフィシャル1 検定品を改良元となる登録会社（検定品を製造または販売する会社）が自社の管理の元に改良したもので、本会が認めたものはオフィシャル2 検定品とする。

第3条 オフィシャル1 検定品は、FIG 規格に準拠したものとする。

2 オフィシャル2 検定品は、FIG 検査を実施していない器械・器具、並びにその競技のための練習用具で、本会が認めたものとする。

第4条 検定は、器械器具委員会が実施し、理事会が認定する。

第5条 登録会社の認定を新たに受けようとする者は、本会が定める下記の書類、ならびに別に定める登録会社新規申請料を添え、申請書を提出しなければならない。

- (1) 会社概要経歴書（沿革・資本金・体操に関わるこれまでの実績等）
- (2) カタログおよび主要パンフレット
- (3) 登録会社1 の場合、有効期限内の FIG 認定証写し
- (4) 登録会社2 の場合、当該器械・器具の現物検査に関する資料
- (5) その他、本会が必要に応じてその提出を求めるもの

第6条 登録会社は、以下の3種類とする。なお、登録会社1 は登録会社2 と登録会社3 の定義を、登録会社2 は登録会社3 の定義を含むものとし、1社につき登録は1種類とする。

種類	定義
登録会社1	オフィシャル1 検定品に基づく、体操競技、新体操、トランポリンの公式競技会で使用する器械・器具を有する会社。本会オフィシャル1,2 の検定品を扱う。
登録会社2	オフィシャル1 検定品に基づく、海外の体操競技、新体操、トランポリンの公式競技会で使用する器械・器具を代理店として輸入し、販売する会社。本会オフィシャル1,2 の検定品を扱う。
登録会社3	オフィシャル2 検定品の器械・器具、練習用具を有する会社。本会オフィシャル2 の検定品を扱う。

第7条 登録会社の認定期間は、1年とする。ただし、継続を希望するものは下記に定める継続申請書類を認定期限までに本会に提出しなければならない。

- (1) 継続申請書
- (2) カタログおよび主要パンフレット
- (3) その他、本会が必要に応じてその提出を求めるもの

2 特に大きな変更がない限り前項(2)の書類の提出を省くことができる。

第8条 認定のための調査期間は、1か月を原則とする。

第9条 登録認定の継続を希望するものは、継続申請書類を本会へ提出した上で、認定期限までに登録会社認定料を本会に納入しなければならない。

第10条 検定品は、本会所定の検定証を所定の場所に貼付しなければならない。

第11条 検定品の認定を受けたものは、別に定める器械器具検定料に、検定品注文書（または注文添付

書)を添付して本会に納入しなければならない。

第12条 検定品を製造・販売するものには、登録会社を証明する本会所定の認定証を交付する。

第13条 本規程および別に定める細則に正当な理由なくして違反したときは、1か月の予告期間において登録会社の認定および検定品の認定を取消することがある。ただし、すでに販売された器械・器具についてはその限りではない。

第14条 本会は、必要があると認めた場合、登録会社を調査することができる。なお、調査内容は第16条に示す器械器具専門部によって取り決めるものとする。

第15条 登録会社は検定品登録会社会を組織し、器械・器具の研究開発、改良を行うため、本会の指導を受けるものとする。

第16条 本会は、器械・器具の検定に関わる諸問題を解決するために、器械器具委員会を置く。

2 器械器具専門部は、器械器具委員会と検定品登録会社の代表者等数名から構成される。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25年 3月 17日 制定

平成 28年 3月 20日 改定

平成 28年 4月 1日 施行

平成 31年 3月 9日 改定

平成 31年 4月 1日 施行

令和 3年 4月 1日 改定・施行

細則

#### 検定品登録会社認定料・器械器具検定料

##### 1. 登録会社認定料 (1年間：消費税別)

(1) 登録会社 1 800,000 円

(2) 登録会社 2 200,000 円

(3) 登録会社 3 100,000 円

##### 2. 登録会社新規申請料 (消費税別)

(1) 登録会社 1 400,000 円

(2) 登録会社 2 100,000 円

(3) 登録会社 3 50,000 円

※登録会社新規申請料については、登録会社を中途辞退しても返還されないものとする。

### 3. 器械器具検定料

#### (1) 体操競技・新体操用器械器具検定品

(単位：円、消費税別)

品 目	オフィシャル 1	オフィシャル 2
ゆ か	26,000	13,000
あん馬	3,000	1,000
つり輪	3,000	1,000
跳馬 (跳び箱)	3,000	1,000
平行棒	3,000	1,000
鉄棒 (単バー)	3,000	1,000
段違い平行棒	3,000	1,000
平均台	3,000	1,000
跳躍板	1,000	300
着地マット	m <sup>3</sup> 当り 1,400	
新体操マット	13,000	6,000
円 馬	—	400
一般用マット長 3m以上		700
一般用マット短 3m未満		300

※オフィシャル 2 規格の上記以外の器械器具検定料は、器械器具専門部が定めるものとする。

#### (2) トランポリン器械器具検定料 (単位：円、消費税別)

品 目	オフィシャル 1	オフィシャル 2
公式用フレームラージ(1 台)	6,000	—
公式用ベッドラージ(1 枚)	3,000	—
フレームパッドラージ(1 枚)	1,000	—
ダブルミニトランポリン(1 セット)	3,000	—
タンブリングトラック(1 セット)	3,000	—
シャトル競技用品他	—	1,000
補助台ラージ(2 枚)	1,000	—
補助台用防護マットラージ(2 枚)	750	—
スポッターマット(1 枚)	500	—

※オフィシャル 2 規格の上記以外の器械器具検定料は、器械器具専門部が定めるものとする。